平成２７年（フ）第２４９１号
大阪市西成区北津守２丁目５番５－504号、開始決定時の住所大阪市西成区旭１丁目７番24号
破産者　北田　和夫
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５２１号
大阪府大東市三箇３丁目11番53号　201号、前住所大阪府大東市津の辺町18番16号
破産者　緒方　義幸
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２８４号
大阪府摂津市別府３丁目19番24―304号　ハイムボナール
破産者　岸田コンサルタントこと　岸田　弘行
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４９５号
大阪府茨木市西太田町７番５号、開始決定時の住所大阪府茨木市西太田町４番１号
破産者　ヤノケン工務店こと　矢野　　憲
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６６９号
大阪市東淀川区豊里２－５－１－102、住民票上の住所大阪府池田市伏尾台１丁目14番地の13
破産者　北野　挙志
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４４９号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番５－703号
破産者　斉藤鉄工所こと　齊藤　博美
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４５４号
大阪市西区九条南１丁目５番19号　305
破産者　多ぬ喜こと　古田　育子
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４６６号
大阪市東淀川区瑞光２丁目５番29―204号
破産者　木多　綾子
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５６１号
大阪府吹田市岸部中２－８－Ｇ―101号
破産者　小野コズエ
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６１２号
大阪府豊中市長興寺北２丁目１番10―401号
破産者　籠谷　ユミ
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６７４号
大阪市淀川区三国本町２丁目２番16―401号
破産者　山本　弘一
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７８１号
大阪府茨木市山手台新町１丁目14番13号の２
破産者　福元　裕和
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９８０号
大阪府河内長野市西之山町29番30号
破産者　西　　公三
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８２号
岡山県津山市小田中1442番地９　寿ビル　マンション　604
破産者　谷口　重子
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第９６号
岡山県真庭市上市瀬1050番地173
破産者　清友　誠人
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第３０号
高知県幡多郡大月町大字古満目336番地73
破産者　福見　直樹
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第２８２号
北九州市小倉北区熊本１－２－１　フェイスビル702号室、住民票上の住所北九州市小倉北区金田２丁目８番30―401号（松尾卓方）
破産者　松尾　昭武
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５７９号
北九州市八幡西区木屋瀬５丁目５番21号（レトア木屋瀬Ⅱ102）、前住所北九州市八幡東区白川町９番15―807号
破産者　吉村　雄介
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４９号
秋田県湯沢市字前島113番地６
破産者　米沢ゆう子
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部